解散公告（第一回）

当社団法人は平成二十二年一月二十日開催の理事会の決議並びに平成二十二年三月三十一日の東京都教育委員会の許可により解散したので、当社団法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十六日

東京都中野区江古田二丁目一二番一九号

社団法人旭公民館

代表清算人　橋本　茂男

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年二月九日開催の社員総会の決議並びに文部科学大臣の許可により平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十六日

東京都千代田区内神田一丁目一二番一〇号

四国第二ビル二階

社団法人日本深海技術協会

代表清算人　石塚　貢

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十二年三月十一日土地区画整理法第四十五条第二項の規定により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十六日

山梨県富士吉田市下吉田七四六番地

富士吉田市新西原四丁目土地区画整理組合

代表清算人　白須伊三男

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年三月三十一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十六日

大阪市北区鶴野町四番一一―一三〇一号

特定非営利活動法人国民生活支援ネットワークいきよう会　清算人　由井　覚

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年二月八日開催の理事会の決議及び奈良県知事の認可により、平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十六日

奈良県生駒市俵口町二〇八番地

財団法人生駒市ふれあい振興財団

代表清算人　塩谷　郁夫

解散公告（第二回）

当商工会は、平成二十二年三月二十五日開催の臨時総会の決議により平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当商工会に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十六日

千葉県流山市流山二丁目三一二番地

流山市商工会

代表清算人　大橋　照司

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年三月一日開催の社員総会の決議を経て、同年三月三十日に経済産業大臣の許可を受け、同年三月三十一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十六日

東京都渋谷区円山町二八番四号

社団法人日本経営能率研究所

代表清算人　林　光一

（連絡先　京都市右京区嵯峨朝日町二―三―二一五）

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年二月二十三日開催の総会の決議により平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十六日

東京都杉並区松ノ木三丁目一六番一二号

社団法人友愛の灯協会

代表清算人　志磨　陽子

解散公告（第二回）

当法人は寄附行為第三十二条の規定による存続期間の満了により、平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十六日

新潟市中央区八千代一丁目五番三二号

鳥屋野潟南西部土地区画整理組合

代表清算人　上之山喜一郎

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年三月二十二日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十六日

岐阜県可児市長坂三丁目一七九番地

特定非営利活動法人シデコブシを守る会

代表清算人　吉田　弘司

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年三月十九日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十六日

大阪市北区曽根崎新地二丁目三番一三号若杉大阪駅前ビル一二階

特定非営利活動法人日本波動科学研究会

清算人　山田　啓一

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年三月十三日開催の臨時総会の決議により平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十六日

北海道深川市深川町字メム四五五八番地の一

特定非営利活動法人新規就農サポートセンター

清算人　廣田　稔

解散公告（第三回）

当法人は、寄附行為で定めた存続期間の満了により平成二十二年四月一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十六日

仙台市青葉区上杉一丁目二番三号

財団法人宮城県市町村自治福祉協会

代表清算人　安住　宣孝

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年二月四日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十六日

福島県いわき市常磐湯本町吹谷八〇の一一

特定非営利活動法人かけ橋愛染乃会

清算人　加藤ふみ子

第63期決算公告

平成22年3月23日

千葉県市原市八幡海岸通5番地4

赤星工業株式会社

代表取締役　赤星　健二

貸借対照表の要旨（平成21年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,101,232
	固定資産	1,017,221
	合計	2,118,453
負債及び純資産の部	流動負債	673,549
	固定負債	626,378
	株主資本	818,526
	資本金	50,000
	利益剰余金	768,526
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	756,026
	（うち当期純利益）	(43,750)
	合計	2,118,453